

新旧対照表

※下線部分が改正部分

※赤字部分が改正部分

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>横浜市建築基準条例</p> <p>（第1条から第56条まで省略）</p> <p>（既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する制限の緩和）</p> <p>第56条の2 法第3条第2項の規定により第4条第1項若しくは第3項、第4条の3第1項から第4項まで、第14条、第16条第1項、第23条、第23条の2、第23条の4第1項第1号、第33条第1項、第44条又は第49条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「大規模の修繕等」という。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第13条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）、第20条、第27条第1項若しくは第2項（これらの規定のうち階段に係る制限に限る。）若しくは第4項、第28条第1項若しくは第2項、第32条第1項から第4項まで、第34条、第35条、第37条から第40条まで、第43条の3第1項、第43条の4、第50条第1項第3号又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（<u>令第137条の12第4項</u>に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> | <p>横浜市建築基準条例</p> <p>（第1条から第56条まで省略）</p> <p>（既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する制限の緩和）</p> <p>第56条の2 法第3条第2項の規定により第4条第1項若しくは第3項、第4条の3第1項から第4項まで、第14条、第16条第1項、第23条、第23条の2、第23条の4第1項第1号、第33条第1項、第44条又は第49条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「大規模の修繕等」という。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第13条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）、第20条、第27条第1項若しくは第2項（これらの規定のうち階段に係る制限に限る。）若しくは第4項、第28条第1項若しくは第2項、第32条第1項から第4項まで、第34条、第35条、第37条から第40条まで、第43条の3第1項、第43条の4、第50条第1項第3号又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（<u>令第137条の12第9項</u>に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> |

3 法第3条第2項の規定により第16条第2項（第49条第2項の規定により準用する場合を含む。）、第36条第3項又は第53条の4第1号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第5項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第4条の2、第5条第1項、第3項若しくは第4項、第15条、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第4項、第29条第1項若しくは第3項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第47条第1項、第47条の2、第48条第1項、第52条第1項若しくは第2項又は第53条第1項の規定（次項において「建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定」という。）の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第6項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕等（令第137条の12第6項に規定する範囲内のものを除く。）であつて、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものを行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

（以下省略）

3 法第3条第2項の規定により第16条第2項（第49条第2項の規定により準用する場合を含む。）、第36条第3項又は第53条の4第1号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第10項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第4条の2、第5条第1項、第3項若しくは第4項、第15条、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第4項、第29条第1項若しくは第3項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第47条第1項、第47条の2、第48条第1項、第52条第1項若しくは第2項又は第53条第1項の規定（次項において「建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定」という。）の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第11項に規定する範囲内のものに限る。）を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕等（令第137条の12第11項に規定する範囲内のものを除く。）であつて、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものを行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

（以下省略）